

ケアショップ Can be+ 指定特定介護予防福祉用具販売事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ホープが開設するケアショップ Can be+ (以下「事業所」という。)が行う指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者・都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者)(以下「従業者」という。)が、居宅において要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定介護予防福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町・他の居宅サービス事業者・その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 ケアショップ Can be+

所在地 福山市駅家町大字法成寺 114 番地 8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 常勤1名(専門相談員を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 専門相談員 3名 常勤2名以上 かつ 非常勤1名以上

(うち常勤1名は、管理者を兼務)

専門相談員は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

(特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録などの文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 福祉用具の納品にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態などに関し点検を行い、利用者の人体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 入浴補助用具
3. 簡易浴槽
4. 自動排泄処理装置の交換可能部品
5. 移動用リフトの吊り具の部分

(利用料等)

第8条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用は、別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする

(1)次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごとに20円。

(2)福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次の掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

(1)当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

(2)提供した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額とその他必要と認められる事項を記載した証明書

(3)領収書

(4)当該福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市(駅家町、御幸町、加茂町、神辺町)の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うも

のとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 12 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1)身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2)従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第14条 事業所は、当事業所に置いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所に置いて、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年12回
- (3)その他の研修

2 秘密の保持

- (1)従業員は、職務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- (2)従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 従業員に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときはこれを提示するものとする。
- 4 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保存する。
- 5 介護情報の提供及び開示は、「介護に関する個人情報開示の規程」に定める対応を行うものとする。
- 6 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、介護保険サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 8 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は株式会社ホープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は 平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は 平成 25 年 8 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 平成 26 年 5 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 平成 30 年 6 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 令和 1 年 7 月 16 日から一部改正する。
- この規程は 令和 3 年 6 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 令和 3 年 9 月 1 日から一部改正する。
- この規程は 令和 4 年 1 月 1 日から一部変更する。
- この規程は 令和 4 年 6 月 1 日から一部変更する。
- この規程は 令和 4 年 11 月 1 日から一部変更する。
- この規程は 令和 6 年 3 月 1 日から一部変更する。